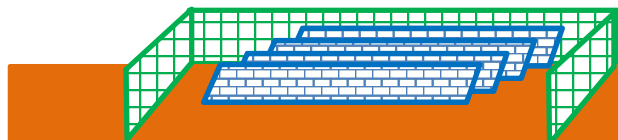


東海村太陽光発電設備の適正な設置，管理等に関する条例について

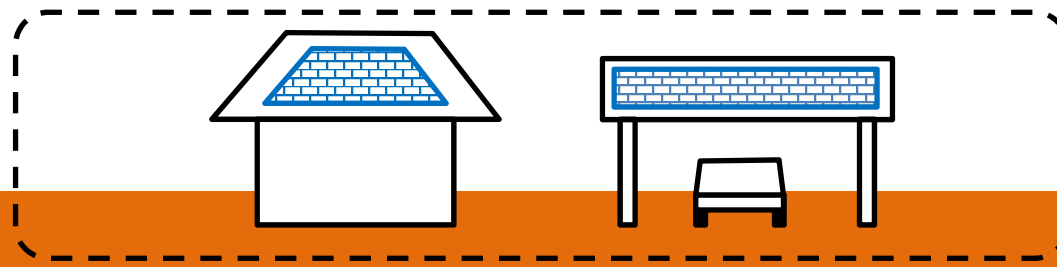
■ 対象となる太陽光発電設備

太陽光を電気に変換する設備（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）第2条第1号に規定する建築物に設置されるもの及び電気事業者その他の者に電気を供給しないものを除く。）及びその附属施設をいう。

対象設備の例



住宅の屋根等に設置するものは対象外



■ 適用範囲

村内に設置する「発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備」及び「抑制区域」に設置する太陽光発電設備について適用する。

抑制区域

太陽光発電設備の設置に特に配慮が必要な区域を抑制区域として指定。
（※規則にて区域を定める。設置を禁止する区域ではない。）

※抑制区域の例

農用区域，土砂災害警戒区域，地域森林計画対象民有林，市街化区域（工業専用地域を除く）
など

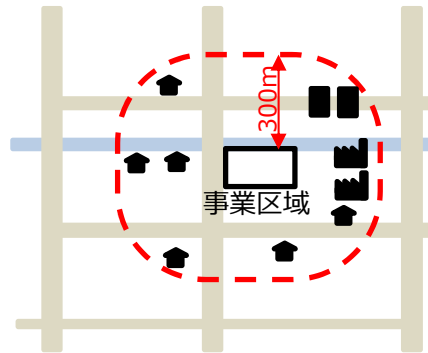
東海村太陽光発電設備の適正な設置，管理等に関する条例について

■ 説明の実施

発電出力50kW以上 **及び** 抑制区域内に設置

説明会の開催

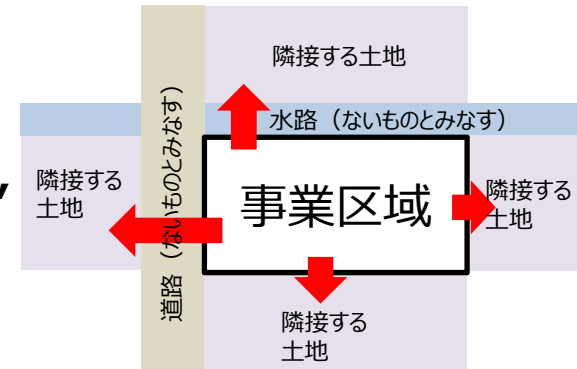
説明対象者の範囲：
事業区域の境界から300m
に居住する者 など



発電出力50kW未満 **かつ** 抑制区域外に設置

説明の実施

説明対象者の範囲：
事業区域に隣接する土地，
建築物の所有者及び占有者 など



■ 協定の締結

上記説明会を開催する太陽光発電設備については，村から協定締結の申し入れをするものとする。

協定に掲げる事項

- ・生活環境の保全に関する事項
- ・災害の防止及び安全対策に関する事項
- ・太陽光発電設備及び事業区域の管理に関する事項 など